

(配布資料)

職業訓練忌避観の創生と定着

— 職業訓練批判と「教育を受ける権利」主張の重複化による —

田中 萬年 (元職業能力開発総合大学校)

概要 コロナウイルス禍社会に入り、雇用環境はますます悪化することが予想される。このような状況を打開するために、世界の各国は職業訓練の強化策を打ち出している。そこには職業訓練への期待がある。しかし、わが国では職業訓練の重要性は認めてもむしろ忌避される観念が強いが、この根源の問題を探究した論考は無い。本稿ではこの根源の論理を解明するものである。

さて、「教育勅語」が煥発され、教育を受ける義務の観念を臣民に容認させた。教育を受ける義務に対抗して、しかし、教育を批判できない時代下で片山潜等は「教育を受ける権利」を主張した。ここに日本語として奇妙な「教育を受ける権利」の語句が創造され、欧米の"the right to education"とは異なる「教受権」観が生成された。ところが、片山は同時に徒弟制度等を批判したため職業訓練忌避感が創生された。この結果、片山等の全く異なる二つの主張がセットとなって認識されるようになった。

戦後、新憲法＝平和憲法の遵守が国民の使命となった。新憲法に「教育を受ける権利」が規定されると、教育学者は「教育を受ける権利」を“理論化”し、「教育権」論を体系化した。問題は、「教育を受ける権利」への戦前の「教受権」観の流入が自覚されていなかったことである。そして、国際的な"the right to education"とは異なるにもかかわらず、これを同一視していることである。また、徒弟制度に代表される職業訓練は戦前の因習観と軍事化に利用されたことへの反発のみが伝承され、その人間育成としての機能が看過された。

これらのため、「教育権」論では国民一人ひとりが自立するための職業能力を修得することが権利であるというよりもむしろ忌避する理論となり、職業訓練が人間育成としての意義付けが低い観念が定着したのである。今後のわが国の人間育成のあり方を検討するときにはこれらの観念から脱する視座が肝要である。

目次

I. 課題と観点	1
II. 「教育勅語」下における「教育を受ける権利」の主張と職業訓練忌避観の創生	2
III. 「日本国憲法」の「教育を受ける権利」の信奉と職業訓練忌避観の定着	5
IV. 職業訓練の忌避と「教育を受ける権利」	8

I. 課題と観点

I-1 問題と論理構造

わが国で職業訓練が十分に国民から支持されていないことについては関係者が共通に認めるところである。特に徒弟制度は教育訓練の原初的な制度であり、近年ではその再評価が国際的な動向と言えるが、我が国では対応が十分とは言えない。例えば、濱口圭一郎が「G20-OECD-EU 若者上質徒弟制会議」における「日本の発言者としては出ていない」と紹介している⁽¹⁾ように、それは政府要人、官僚にも及んでいる。

このような徒弟制評価のわが国の低迷性は教科書に現れている。わが国の高等学校の歴史教科書では徒弟制度を紹介していないか、紹介しても封建的な制度とする批判的解説となっている。ここからは職業への尊重観は育たない。しかし、イギリスのテキストでは技術・スキルの伝承として徒弟制度の意義を解説しているという差異がある。例えば、イギリスのあるテキストの「親方は apprentices と呼ばれているすべての新人に熟練の“artと秘法”を教えた。」⁽²⁾としていた。ところが、世界のテキストを学ぶために同書を翻訳した今井等は「親方は、すべての徒弟とよばれた新参者に、手工業者

の『技術と商い』を教えた」と誤訳して発行している⁽³⁾。

これでは徒弟制度だけではなく、職業訓練への理解が正しく認識されるはずがない。職業教育は職業訓練が重視されない社会で尊重されるわけではなく、そしてその逆も真なりである。このようなわが国の課題は国際的に見れば明らかになる。例えば最初のILOの勧告やユネスコの勧告は学校での技術教育や職業教育は職業訓練のために行うと定義した⁽⁴⁾ように、両者は一体的に位置づけられている。

また、平成15年2月に基本的人権の保障に関する調査小委員会がまとめた『教育を受ける権利に関する基礎的資料』がフランスの「教育基本法」だ⁽⁵⁾とした"Loi d'orientation sur l'éducation"は"éducation"「への権利は…社会生活および職業生活に参加し、市民としての権利の行使を可能にする…ため」⁽⁶⁾としている。わが国「教育基本法」の「教育は…職業…を重視し、勤労を重んじる」とは労働・職業へのアプローチが異なると言える。

ちなみに、イギリスの庶民の学校は若者の“働く過程での学習”を整備した施設と言え⁽⁷⁾、"education"と「教育」との概念の相違が窺われる⁽⁸⁾。わが国の職業訓練観低迷の背景

にはこのような"education"の概念を誤解していることも関連している⁽⁹⁾。

わが国でも福沢諭吉は『学問のすゝめ』を初めとして各種の論考で実学の振興を強調したが、維新期の財政事情から職業教育の整備は遅れた。むしろ、「立身」のための進学に有利な普通教育が主流となり⁽¹⁰⁾、職業教育は軍備拡張の政策の下に推進された。このことがまた戦後に批判され普通教育・教養主義信奉に偏向したと言える。

このようなわが国の職業訓練が忌避され、低迷している観念について、本田由紀は「見失われてきた『教育の職業的意義』にて教育学の内部においても職業、職業教育の否定論もあり、教育と労働の関係性が時の政策において利用されてきたことへの反発があったこと等を背景に、進学率の向上と、高度経済成長による企業の労働力の確保の意図への批判にある、としている⁽¹¹⁾。それは社会経済的条件に有ったと本田はしている。

また、筆者は職業教育が忌避される現行の法体系について整理した⁽¹²⁾。しかし、職業教育を忌避する法体系が生じる根源的な観念が何に因るのかについての考察までには及んでいない。その根源は本田が言う“職業、職業教育の否定論”についての根源が何に起因するのかの課題に関わっていると見える。

ところで、戦後の「教育権」論を体系化した第一人者である堀尾輝久はヨーロッパの人権思想から「教育を受ける権利」論が発達し、「日本国憲法」に規定されたという論理を立てている⁽¹³⁾。そして、堀尾は「教育を受ける権利」が最初に現れたのは1936年のソビエト憲法としている⁽¹⁴⁾が、それより早く片山潜等が1898年に、幸徳秋水も1904年に、さらに下中彌三郎も1920年に主張している。(以下、片山等の戦前の「教育を受ける権利」論は「教受権」と略す)「教育を受ける権利」は戦前から主張されていたのである。

また、新憲法下で堀尾が体系化した「教育権」論は労働・職業問題を無視する論になる。そして、そのような「教育権」論が教育学界で主流となり、マスコミを通じて日本の社会に広まり、わが国に定着したと言える。

そこで本稿は、職業訓練忌避観は日本語として奇妙な「教育を受ける権利」とセットになって戦前期に創生され、その観念が戦後の「日本国憲法」にも規定され、進学志向の向上により定着した、との論理構造を論証するものである。

ここで、本稿のような探究がこれまで試みられなかった背景を考えてみたい。職業訓練は人の育成に関係するため教育学の課題にもなるが、同時に労働と密接な関係にあり、労働問題、労働経済学の課題でもある。しかし、各々の個別の学問観では本稿のような課題意識は生じないと言える。

例えば、教育界は労働界で「教受権」論が主張されているとは推測しなかったからだと言えよう⁽¹⁵⁾。一方、労働学界には“学校教育は労働力の人材養成機関”とみる独自の観念があり、「教育権」論には関心が薄いためだと思われる⁽¹⁶⁾。この両者を同時ににらみ、職業訓練忌避観が創生・定着した背景と経緯を解明することは今日の重要な課題と言える。

I-2 近代化と「習業」の位置づけ

既に江戸幕府は欧米の近代化を理解し、それに追いつくための施策を始めていた。明治政府も近代化のために、殖産興業の重要性を認識し、その担い手である労働者(職工)の養成の方法を検討していた。それは、1890年に公布されたが施行されなかったボワソナード民法典と呼ばれる⁽¹⁷⁾「旧民法」に規定された「習業契約」に現れていた。

「旧民法」の原案にはボワソナードが労働者保護の立場から提起した「徒弟契約」があった。ところが、「徒弟契約」は「坊主見タイ」として「習業契約」に変更され公布された。ボワソナードの「習業契約」とは、「工業主、職人、商人が『師匠又は親方』として、男女の習業者に対して自己の職業上の知識や実践経験を伝授することを約し、習業者はその対価として彼らに労務を提供することを約する契約である」と定義していた⁽¹⁸⁾。この定義は1939年にILOが勧告した「徒弟制度に関する勧告」の定義に類似している。

しかし、その後に再交付された「明治民法」には「習業契約」は社会的に未だ不要とされ規定されなかった。この背景は、併行して検討が行われていた「工場法」に委ねた為であり、その土壌にはヨーロッパ的な労働者保護の思想ではなく、殖産興業=人権軽視の観念が存在したためである。

このような施策が遂行された当時の社会的状況として、国・天皇のためという勤労観が形成された⁽¹⁹⁾にもかかわらず、当時の実業教育の振興には結び付かなかった。例えば、東京職工学校(1881~1890年)卒業生の「其頃は法科萬能で一部の技術をやる者は甚だ軽視された時代だったし名前が職工学校だったから、自分ではえらいつもりでいても向ふからは職工の毛の生えた位にしか見られない」との回想⁽²⁰⁾に見られる。この回想は実学に対する社会的評価が低く位置付けていたことを示している。と同時に、職工学校の生徒達は既に立身出世の教育観を植え付けられ、職工(労働者)への卑下観を抱いていたことが分かる。職業教育を受けている者の誇りと職工蔑視観の両面が育成されていたと言える。

また、臨時教育会議の答申⁽²¹⁾は実業教育の問題も徒弟学校⁽²²⁾の問題も指摘していないにも関わらず、文部省は徒弟学校を1922年に理由の説明も無く「工業学校規程」改正により廃止したことは職業訓練軽視の官僚版であった。この背景には「徒弟学校規程」は「職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル」としていたが、大学を出て立身出世した官僚が「工場法施行令」(1916年)の「徒弟」条項を見て、職工の養成は学校の目的では無いという学校観を想起したためと推測される。同規程の廃止以降、文部省管轄の学校で労働者をイメージできる人物像の育成を目的とした学校は設立されない。

近代化の過程でわが国では「習業」は尊重されないまま、殖産興業が推進されたと言える。

II. 「教育勅語」下における「教育を受ける権利」の主張と職業訓練忌避観の創生

「教育を受ける権利」という日本語として奇妙な語句がどのようにして生成され、職業訓練の忌避感が創生されたのか

の疑問を解明しよう。

II-1 「教育勅語」下の教育批判のタブーと「習業」

「教育」の用語の法令名への使用は、「学問」を法制化した1872年の「学制」に代えて1879年に制定した「教育令」からであった⁽²³⁾。しかし、日本人は江戸時代から常用していた「学問」（今日的な意は学習）に馴染んでいた⁽²⁴⁾。

ところで、臣民に権利が無かった時代、教育は天皇のために受ける義務だった。ただ、福沢諭吉は「教育勅語」渙発6年前の1884年の「政事と教育と分離すべし」で「政教の二者を分離して各独立の地位を保たしめ、…一全国体の力を永遠に養うにある」と政府に注文をつけていた。そして、1889年に発表した「文明教育論」においては「教育ははなはだ穩当ならず…発育と称すべきなり」と主張した⁽²⁵⁾。このような福沢の自由主義的学問観は危険視されていたのであった。

「教育勅語」（1890〔明治23〕年）は学校での奉誦が義務づけられ、翌年に敬礼の姿勢が悪いとのことで内村鑑三の有名な“不敬事件”が、その翌年には久米邦武事件が起き、両者とも社会的に葬られ社会を震撼させた。渡辺が「人民を畏怖させ、その精神を萎縮させ」たと記す⁽²⁶⁾ように、言論は鬱積した状況を呈していた。

副田が紹介するように、「教育勅語」による教育を受けていない老農婦は国家への忠誠心を持ち合わせていなかったが、「教育勅語」を暗唱させられた石牟礼道子の父親は「教育勅語」を愛好する心情を持つようになっていた⁽²⁷⁾。「教育勅語」を子供達が暗唱させられたことから、親たちも教育がお上により授けられることだと理解したことであろう。

「教育勅語」渙発後の福沢の教育批判は山住の『福沢諭吉教育論集』には無い。むしろ、「教育勅語」渙発2年後に記した「子弟教育費」では「子弟を重んずるの心あらば、これに美衣・美食をあたうると同様の愛情をもって、これがために良教育を買わんことを勧告する」と記し、子弟に「教育」を受けさせることを奨励していた⁽²⁸⁾。

また、「学制」制定の後ろ盾であった大隈重信は、文部省廃止論が強まった1903年に文部省廃止反対同志会で「教育は世界に対する日本の地位から最も必要」と演説し、文部省廃止論は沈静化した。大隈でさえも学問の「学制」から30年を経て「教育」に転向したとも言える⁽²⁹⁾。

そして、1907年の「教育勅語」官定英訳のタイトルに“education”が当てられた後は翻訳も自由にできなくなった。山住が「1930年代になると、教育勅語体制への批判は、いっそうきびしく押さえられ」たと記した⁽³⁰⁾通りであろう。

元木が述べるように、ルソーが『エミール』で“éducation négative”として貴族の“éducation”を批判し、徒弟になるのは「人間修業をしているのだ」として始まったヨーロッパの近代化⁽³¹⁾と対比すると日本での教育批判のタブーは反近代化的であり、個人の為の人権が考究されない日本の教育観の始まりだと言える。教育はお上が行うものとするれば臣民は教育を受けることが必須となるのは自明である。一方、職業能力は主体的に能動的に体験・経験しなければ習得出来ないこと
の理解が弱かった。

ところで、「教育勅語」には「業ヲ習ヒ」とあるが、これは「習業」であり仕事の技術・技法を学ぶことを意味する⁽³²⁾。しかし、『実業教育五十年史』には「業ヲ習ヒ」の解説は無く、「教育勅語」についての記述も無い⁽³³⁾。「教育勅語」は実業教育の振興には繋がらなかったのである。

II-2 片山潜の「教育を受ける権利」論と徒弟制批判による職業訓練忌避観の土壌の創生

片山はわが国の労働運動の草分けであり、残した功績は多大で「工場法」（1911年）の教育規定に果たした役割は知られている⁽³⁴⁾が、職業訓練に関しては混乱の根源を創ったとも言える。

労働組合期成会の機関誌である『労働世界』第9号1898年の「社説・富者の教育上の壓制」は「吾人は主張す教育なる者は社会的の者なり普及的の者なり、貧富貴賤を問はず苟くも生命を文明世界に受ける者何人と雖も先天的に教育を受くべき権利を有す教育は文明社会の賜なり、人類社会の公有物なり、何人と雖も之を私すべからず、去れば教育は一個の国家事業として国家自ら之に経費を負担し公立学校を設立して以て一般国民を教育するの義務あるなり」と主張した⁽³⁵⁾。

当時の義務教育は4年制だが就学率は70%に満たなかったことへの批判であり、今日的な「教育格差」を当時既に問題視したのである。上の「教育受権」論は片山の刻苦勉勵の実体験から生じているはずである。

片山は水飲み百姓の家に生まれたが、父は出家し、小学校は100日で止め、活版工をしつつ勉学し、渡米する。アメリカから帰国後1897年に社会事業としてキングスレー館を設立・運営していたが、高野房太郎の呼びかけに応じて労働組合期成会に入り、機関誌『労働世界』の編集長になる。そこでは政府が検討していた「工場法」制定への要望を提案・主張することが重要な課題の一つであった。

片山の「工場法」案批判の立場は、『労働世界』の後継誌である『社会主義』に1910年に「社会主義の運動の如く探偵君の邪魔する道理はない、…天下晴れての運動である」と合法闘争であるとの主張⁽³⁶⁾に見られる。「工場法」は戦後の「労働基準法」に改正されるように労働者保護法であるため、「工場法」案批判が重要な労働組合運動の課題であった。しかし、検討開始後17年を経て1898年に出された「工場法」案には「工業ノ進歩ヲ助ケシテ却テ之ヲ阻害スル恐アリ…本案ノ職工徒弟ニ関スル規定ハ之ヲ删除」すべきとの附帯決議が添付されていたように、労働権の圧殺、殖産興業の精神に偏向していたのである。

「工場法」は職工問題だけでなく徒弟問題にも関連する。しかし、片山等は徒弟制度改革についての統一の方針に欠けていた。8月（17号）の「徒弟制度の完備を図れよ」で「労働者は一種の高尚なる技術者にして訓練を要す決して無教育を以て存在し得べき者に非ず労働者の訓練を目的とする者は徒弟制度なり」と徒弟制度の重要性を認めていた。ところが、「石川島造船場の徒弟組織」（14号：1898年6月）では「徒弟（について）は…工場は少しも教育には注意せず…七年の長日月を経て…職工となる」と批判していた。

徒弟制度の意義を理解させるのは容易ではない。片山等は徒弟制度の教育訓練的な意義の解説を重視すべきであったが見過ごされ、一般には実体的に理解し易いその雇用面における批判のみが伝承されたと言える。

なお、片山等の教育は1900年3月の「職工教育」にて「幼年職工教育及国家的職業教育は普通教育を盛にせばよし」(56号)と記し、1900年8月の「職工教育会」では「今日の職工の最も要する者は普通教育にして之に次ぐ者は算術及び製図なり」としていた(第64号)ように普通教育だった。

ただ、「吾人は各種の労働者に向て徒弟学校の設立を希望す」とも述べ、イギリスを例に徒弟学校が徒弟制度の改革案になり得るとの構想を紹介していた。しかし、その徒弟学校に関連して、1901年10月の「工業学校長手島精一氏に与ふる公開書」で「足下の薫陶を受ける貴校の得業生が…職工固有の地位を無視し工場弊害の泉源となり雇主と労働者間の不調和をかもすに至って」といって激烈に批判し、その改革を要望している⁽⁹⁷⁾。1節2項で紹介した職工学校卒業者の職工への蔑視観と関わっていたことが傍証される。

そして翌月の「徒弟教育の真相」で「今日行はるる徒弟教育の弊は職工を養成せず只技術を知った者を作るだけであることだ…今日の徒弟教育は実に徒弟を害毒するものである」と徒弟学校をも批判している。そのため、「徒弟教育は技能知識及人物養成の三者が大切である而して第三の人物養成が最も大切である」として、労働組合が職工教育を実施する重要性を訴えた。『労働世界』は「職工教育」のコラムを創り、技術教育等の実践を紹介したが徒弟の教育訓練の制度化に繋がらず、イギリスの機械工講習運動のように発展しなかった。

上のような片山・期成会の主張がその後の「教受権」論を醸成することになる。つまり、ヨーロッパ思想の権利論とは異なるわが国の「教受権」論の展開の端緒であった。それは、「教育勅語」の下で「教受権」が主張され、このことが労働・職業問題、徒弟問題を背後においたまま継承され、世界との異質な徒弟制度の職業訓練機能を看過する論理になったのである。片山等の「教受権」は「働く権利」の保障を要求するためには不十分だった。片山等の「教受権」論は偉大な労働運動指導者の主張であったため、徒弟制度批判と表裏の関係となってわが国で広まっていくことになる。

ただ、片山はアイオワ大学で「書物の研究は大学にあらざるも学び得るが、三年間此の会にて得たる教育は他に於て得られざるものであった。」と回想している。また、「一冊の書を読めばこれを基礎としてこれ以上の良い書を読む資格が出来ねばならない、人間の過去の総べての経験は、其将来の資料となさねばならない、此が進歩的生涯である。」とのゲーツ校長の演説が片山の「人生観をいっぺんした」と述べた。

一方、「世の人は教育の有無に拘らず二様に分かれる傾向がある。一は年を取るに従って化石的に成る人がある、と同時に世と共に進化して行く人もある。前者は保守的であり後者は進歩的である。」と教育の問題を看破していた。このように、片山は教育の問題も認識していたが、教育のはらむ問題についての打開策までは提起していない限界があった。

人が一人前に働くためには職業能力の習得が必要であるが、その論理の考察に到らなかった片山の徒弟制批判がわが国の盲点となって継承された。普通教育重視の「教受権」が目され、徒弟制度批判の陰で職業能力習得の意義が看過されることになったのである。

片山は国内での賛同者を得られず、1914年の四度目の渡米の後にロシアに渡り、その後コミンテルンで活動し、1933年にモスクワで客死した。

Ⅱ-3 幸徳秋水による「教育を受ける権利」論の一般化

「教受権」論を教育界に広めたのは幸徳秋水であった。秋水と改名する前の伝次郎名で1904年3月に『日本の小学校教師』に「貧民教育と小学教師の待遇と」を寄稿し、「貴賤貧富共に教育を受くるといふことにしたい、…吾々は亦社会の一人として一人前の教育を受くるとの権利がある」と主張した。「教育勅語」下での「教受権」論は教員達に衝撃を与え、噂になったことであろう。

幸徳の「教受権」論は、幸徳が提唱し片山等と1901年に設立したが禁止される民主社会党の綱領と言える「理想」の第8条「人民をして平等に教育をうけしむるため、国家はまったく教育の費用を負担すべきこと。」の宣言に由来したと考えられる。当然、片山との議論の影響もあったであろう。

幸徳の「教育」観は、幸徳の生育歴からも必然であったことが推測される。

幸徳は菓種業の家に生まれたが翌年父親は他界する。学業は優れていたが病弱で中学では学習が困難だった。勉学と生活のために中江兆民の学僕になった。中江宅での仕事について大三輪長兵衛の問に対し、家事手伝いの後は「漢籍をしらべ、新聞雑誌を読み、夜分は洋語を学んでいる」と答えた。すると大三輪は「如何に巧妙なる学理を談するも、…其世事に迂遠なる…彼等の如くにては社会の益には毫も立ぬなり。」と言い、更に「されど夫程の学資も続かねば、終わりに學術の大成は期し難し」と断ぜられる。この大三輪の言葉もその後の幸徳の思考と行動を形成したことであろう。

幸徳は明治憲法が公布(1899年)されると『憲法の発布はうれし。…』との感じは四千万の頭脳をして一環せり。余…さまで嬉しくも思わねど、…世間寂々たり。」と冷やかに見ていた。しかし、幸徳は1902・3年の国会議員選挙では応援運動もしているように当初は議会を認めていた。

幸徳は上の「教受権」論を発表した翌年に『週間平民新聞』の筆禍事件で投獄され禁固5ヶ月の刑を受ける。下獄するが、学問の大成に望みを絶たれ、療養と勉学を兼ねて1905年に渡米した。幸徳は米国で組合活動を学び、翌年帰国した。

幸徳と片山は日露戦争に共に反戦で活動した。ただ戦後は片山と意見が食い違い、次第に幸徳は無政府主義に傾斜する。

「教受権」論の他は、政治論が中心であるが、幸徳は教育を否定する観念ではなかった。甥っ子の「幸衛は当地のたしかかな人へ頼んで学校へ行くやうにあづけて置きます」とシアトルから義兄宛てに記している(1905年)ように、学校への期待を持っていた。また、幸徳がサンフランシスコで世話になった金井重雄宛に、知人の娘を「教育は普通の読書きが

出来るだけで高等の学校教育はない。…英語などは君の方で教育すればよいと思ふ。」と仲立した(1907年4月)。このように、幸徳は初等教育習得の必要性は認めており学校と教育を是認する観念だったと見る事が出来る。

しかしながら、幸徳は教育の問題を実感していた。幸徳は9歳で維新前後に功労の有った人物の漢学塾に入るが、「教育は極々の干渉主義にして、少年の元気を沮喪せしむるをつとめ、…囚徒に過ぎざりしなり。」と塾の教育を批判していた。

ただ、「教育を受ける権利」は主張したが、職業訓練の権利論までには至っていない。「工場法」については「甚だ不満足の点が多い。且つ、極力反対せねばならぬ点もある」と批判していた⁽³⁸⁾ように、「教受権」論の主張と「工場法」批判は重複していたのである。

幸徳は大逆事件に関係したとして検挙され、「工場法」が制定された1911年に処刑された。幸徳の論は、その後も左翼活動家の精神的支柱として引き継がれたと考えられる。

II-4 下中彌三郎による「教育を受ける権利」論の普及

下中彌三郎は「学習権の主張」を組合機関誌の『啓明』(1920年2月号)に寄稿した。論文で下中は「教育を受くることは、社会成員の義務ではなくて権利である。国家は、均等に、国民教育を施設する義務がある。」ということを主張するのが目的だと述べた。この論文は『教育再造』(同年11月)に採録される。教員組合発行の雑誌や書籍に掲載された「教受権」論は教育界隈に広まったことであろう。

下中は父の早世のため小学校は3年で終え、家業の陶業に従った。陶業の勉強のため19歳で神戸に出て労働に従事しつつ勉学に励む。庶民の知識向上にも関心を抱いており、1914年に平凡社を設立し、知識の普及にも努力した。教員検定試験に合格し、その後も刻苦勉励し訓導となる。教育活動を熱心に支援し、日本で最初の教員組合である啓明会を1919年に組織する。

先の「教受権」論は「学習権」として主張されている。ここでの「貧乏人の子弟は『学習権』を蹂躪されて居る」ので、「在学中に於ける一切の費用—学用品及び最低生活費—を社会に於て全部保障する」ことによって「教育上の機会均等がじつげんせられる」との主張は片山と同じ立場だった。

しかし、「教育は必要である。教育は尊重せねばならない。」として教育を擁護する観点があった。下中は「教育の本義を問う」⁽³⁹⁾では「教受権」の論理は無くなり、「教育は文化の大本」の精神で始まった1921年の教育擁護同盟にも名を連ねるように、教育の擁護者となっていく。下中は「萬人労働の教育論」(1923年)では社会主義的理想を掲げるが、下中の労働論はいわゆる今日的な労働権論にはならず、職業訓練への権利論へも発展しなかった。むしろ1930年には愛国勤労党の顧問となる等保守化していった。

下中は戦後に戦時下で政府に協力したと批判された。下中は1952年に大河内一男、海後宗臣、桐原葆見、成瀬政男、宮原誠一等を理事に迎えた生産教育協会を組織し、生産教育の必要性を訴えたが、社会に影響を及ぼすことはできなかった。下中は、多様な活動の後、1961年に他界した。

II-5 「教育を受ける」意味と職業訓練忌避感の創生

片山等には「教育」への信奉は無かったが、学校は国民が発達する可能性の基礎を習得する機会だという認識があった。それは、片山等の共通体験である青年期の刻苦勉勵の努力の中で庶民の学習の機会であることを実感したためであった。片山は「母は無教育でヤット『いろは』が読めた位み」だったと述べたり、「政治教育」や「宗教教育」等の言葉を用いているように教育に対しての批判は殆ど無い。さらに「教育制度は外敵に備ふる軍備よりは更に重大なる人心の内敵に備ふる軍備なり」(16号、1898年7月「小学校授業料を全廃せよ」と教育の国家的意義に協調していた。片山は議会主義を標榜して「工場法」案を批判したが、片山の論理では「教育勅語」批判が出るはずはなかった。そして、片山は1898年2月の「資本家に告ぐ(二)」で「組合は實際生活の一大教育機関なり」と述べているように、組合も教育機関となることを自認していた。

問題は、「教育勅語」の下で徒弟の「教育を受ける義務」に対抗して「教育を受ける権利」を主張したことである。

二葉亭四迷が1887年に『浮雲』で創作した「立身出世」の言葉を象徴するように、東大出の社会的成功者の姿が既にあった。このような姿は教育の享受が生活向上に連なるとの確信を庶民に与えていた。明治初期に学校焼き討ちを起こした農民闘争は1900年前後から子弟の就学要求を拡大させた。闘争の頂点で設立された木崎農民小学校では明治教育で最重要であった国定教科書「修身」を放棄し、農民の誇りの育成が目指された(1926年)⁽⁴⁰⁾。

片山達の「教受権」論の問題は、教育の意味・目的が国家の施策であることを黙認したことであった。同時に、徒弟制度を批判したことで職工になる若者の育成の課題が普通教育で済むように理解された。そして、片山は政府の「工場法案」を「現在の弊害として当然矯正すべき悪習慣を態々法律を以て是認するの形ある」と批判した⁽⁴¹⁾。徒弟制度は悪習慣を打破すべきとして一般化され、徒弟制についての改善策を出す間が無く最後の渡米をした。その結果、「教受権」論は徒弟制度批判と矛盾がないものとして伝承された。そして、労働者となるための職業能力を習得する必要性が看過される観念の発端となった。

そのような当時の徒弟制度問題を看過する観念を労働問題として整理したのが風早八十二であった⁽⁴²⁾。協会の『徒弟制度と技術教育』でさえ徒弟制度の意義を評価できなかった⁽⁴³⁾。このような観念が戦後の社会にも影響したと言える。

III. 「日本国憲法」の「教育を受ける権利」の信奉と職業訓練忌避観の定着

「日本国憲法」の公布は1946年11月3日であった。しかし、「教育勅語」の失効確認決議は1948年6月19日である。つまり、「教育を受ける権利」は戦前と同じ教育観⁽⁴⁴⁾で議論されていたという問題があった。

III-1 憲法改正案の「教育を受ける権利」論

初期に発表された憲法改正案では教育に関連する規定を全

ての草案が入っていたわけではない⁽⁴⁵⁾。少なくない草案の起草者は、戦前と同様に教育は政府の専決事項と考えていた。

いち早く日本共産党は「教育される権利」を規定した「新憲法案骨子」を発表した（1945年11月11日）。

続いて高野岩三郎を座長とする憲法研究会が「教育ノ自由ト保護」を規定した「第一案」を発表した（11月21日）。なお、高野は片山と共に運動していた高野房太郎の弟である。

高野岩三郎は個人でも「教育ヲ受クルノ権利」を規定した「改正憲法私案要綱」を発表した（11月23日）。

佐々木惣一（京都帝国大学教授）は「帝国憲法改正ノ必要」として『「教育ノ自由ヲ保障」…ヲ新ニ定ム』と天皇に奉答した（11月24日）。

政府案作成の責任者である松本丞治の「憲法改正私案」（1946年1月4日）は教育を忌避していた。政府案は明治憲法の改正に遠く、マッカーサー草案提起の要因となった。

革新的な研究者等は戦前の「教受権」を民主的観念としてそのまま草案に盛り込んだことが推測される。「教育」の概念が未整理で、為政者が施策する教育は国民主権の立場とは異なることが吟味されず提案されたと言える。戦前の「教受権」観が知識人に定着していたためと考えられる。

Ⅲ-2 鈴木安蔵の「教育」の忌避と労働権重視案

憲法研究会は「第三案」を発表した（12月11日）。これは鈴木安蔵が起草した最終案の「憲法草案要綱」となった（12月26日）。GHQは日本人の起草した憲法改正案の中で唯一「憲法草案要綱」を参考にした。

「憲法草案要綱」は「戦争」の文字を忌避していたため「平和憲法案」として賞賛されているが、同時に「教育」を忌避していた。「教育」が忌避されていたことは教育学界で指摘されていないが、政府の専決事項でなく如何にして国民の子弟を育成するの懸念が生じる。このことは、「第三案」で23ヶ条の「国民権利義務」の中の16～20条にわたり規定した労働権を重視することにより保障されるようになっていた。

それは第19条に「健康及労働能力ヲ維持…スルタメ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ」としたことである。すなわち、労働権の保障のためには基本的学習が保障されなければならないからである。この論理は全く教育学界で議論されていない。

労働権を重視し、「教育」を忌避した「憲法草案要綱」には、人間としての重要な観点が内包されている。それは、人の労働権を保障するためには、労働を遂行するための種々の知識が必要であり、その知識等を保障しなければならない施策が必須となるからである。このような鈴木発想は、戦前に「治安維持法」違反の容疑で投獄され、「教育の政治的中立性なるものは、…、存在しえない。」と看破した⁽⁴⁶⁾ように、教育の問題意識によるものと思われる。

Ⅲ-3 国民の権利条項の形式的審議

マッカーサー草案に"Free, universal and compulsory education shall be established."が規定される（1946年2月13日）。この文意は明らかに"education"の整備が国の義務であるとしている。ところが、これとは反対の意となる「教育を

受ける権利」を政府は憲法改正案に盛り込んだ（3月2日）。「教育を受ける権利」は為政者が行う教育に矛盾しないと考えたのではなからうか。政府案は国会で審議が始まるが、「教育勅語」が生きている教育観の下、福沢の「発育」論を忘却しての議論となった。

国会審議では教育の議論は低調であり、「君民一体の民主主義体制の確立、国体の護持」を主張して当選した日本自由党の廿日出彦が『「教育を受ける権利」…は民主的な一切を盛ってある、是はもう社会主義のどなたでも是で結構だと思ひます』と述べ（衆議院7月30日小委員会）、草案に「教育」を規定していなかった自由党の意見をリードした。

例外に佐々木惣一（無所属倶楽部）の「教育を受けると云うことが権利の内容になるのか」との疑問（貴族院9月19日特別委員会）があった。しかし、政府は疑問に答えず、「教育を受ける権利」は原案のまま規定された。

当時、国体の存続が最大の関心事であり、国民の権利の議論は極めて低調であった。佐々木惣一の疑問に答えずに「教育を受ける権利」が憲法に規定され、施行後も批判的検討がなされなかったことが今日の課題の本質になっている。

似たようなことは「勤労」の審議にもある。

森戸辰男は1946年7月30日の衆議院帝国憲法改正案小委員会会で「日本主義の人は勤勞と云ふのは天皇に奉仕すると云ふ特別の意味があるので…労働と云ふのは勞資對立を意味するからいかぬと云ふ『イデオロギー』の上から労働と云ふ言葉を廢止しなければならぬ（とした）…寧ろ此の際労働と云ふ言葉に直した方が時勢に合ふ」と提案したが、政府は無視してそのまま規定された。

この勤勞は"work"ではなく"EUdict:Kanji-English"が示す"diligent service"が近く、わが国の労働問題の理論的研究の障害になっていると言える。

Ⅲ-4 教育学者による「教育を受ける権利」の是認

多くの教育学者は国民主権・国民平等下での奇妙な「教育を受ける権利」の語句に疑問を持たず、戦後の教育学を研究してきた。

そのため、戦前の片山等の「教受権」論を無視して、「日本国憲法」に規定された重要な国民の権利のような観点で研究を進めてきた。

そして、多くの教育学者は福沢の「発育論」を紹介するがその背景を考察していないため、“education”と「教育」の概念が異なることを看過して研究してきた。

また、鈴木安蔵の「教育」を忌避した「憲法草案要綱」の意味を無視したため、労働権の意義をも無視することになった。同要綱は当時の新聞の第1面に全文が掲載されており、知識人が知らないはずはなからう。

さらに、マッカーサー草案には「教育を受ける権利」はなかったにもかかわらず、わが国政府の憲法草案がどのように起草されたのかの探究を怠った。

そして、「日本国憲法」の審議では佐々木惣一が発した「教育を受けることは権利になるのか」との疑問を政府と同じく無視して教育を論じてきた。

このような結果、「教育権」論は廿日出の意見を補強する研究となった。これでは「教育を受ける権利」論に対して国民は疑問を持ってない。「教育を受ける権利」を前提とした議論は官僚・政治家も同じであり、最初に紹介した基本的人権の保障に関する調査小委員会報告書も当然ながらこの路線に位置づいている。

ところで、新たな時代に向かい「戦争の放棄」の規定は「日本国憲法」が平和憲法としての要であった。「日本国憲法」批判はタブーとなり、この状況下で教育学は「学問の自由」よりも憲法擁護の視座により議論していたと言える。これは、9条を守ることは平和憲法を守ることとされ、このため憲法に規定された「教育を受ける権利」を守ることも同義だと解釈されたのであろう。

国民主権の観点からの「教育を受ける権利」が十分に考察されなかったことは、国民の知性的発達を支援すべき教育学としては「学問の自由」が保障された戦後は疑問と言える。

Ⅲ-5 堀尾輝久の「教育権」論による職業訓練忌避観の生成

教育学者の中で特に「教育を受ける権利」を研究して教育学界のみではなくマスコミで権威者となったのが堀尾輝久である。堀尾は「ヨーロッパ近代教育の理念と、その現実に…わが国の憲法・教育基本法体制の思想と構造の解明の端緒を求めた」として、わが国の戦前の「教受権」論を無視した論理を展開している⁽⁴⁷⁾。そのため、「世界人権宣言」の論理を誤用して論理化するという過ちを犯している⁽⁴⁸⁾。以下、堀尾が「教育権」論を体系化した『現代教育の思想と構造』を中心に論じる。

その論拠には「実験的試み」や「許容されうる必要な操作」を用い、マルクスが記した“教育”と労働との結合の節タイトルは隠し、「教育が国民の権利」の語句を創作してマルクスの言葉のように解説し、ソビエト憲法よりも前にマルクスが「教育を受ける権利」論を主張したかのように記している⁽⁴⁹⁾。

そして、「教育を受ける権利」は「世界人権宣言」にも規定されたとして「人類共通の思想的財産となった」と礼賛し、「教育を受ける権利」への批判を封じたと言える。

その中で、憲法第26条の「教育を受ける権利」の前に第25条があるので、「教育権」は生存権を保障するために重要な人権だということを強調し、第27条の勤労権を無視している。堀尾のこの論理によって「教育権」論は労働問題を無視することになる。わが国の教育界で「生きるための教育」は議論されるが、「働くための教育」が議論されない⁽⁵⁰⁾要因と言える。生きるためには働かねばならないにもかかわらずである。それは、マルクスが労働と“教育”との統合を強調していた文脈の文字を用いて“改ざん”し、しかも労働と“教育”との統合については触れないという「実験的試み」を行っている。

堀尾は「世界人権宣言」の労働権は第23条に、“education”権は第26条に規定されており、「日本国憲法」と逆に規定されていることを無視したのである。堀尾の「教育権」論は「世

界人権宣言」が労働権に職業訓練を包含し⁽⁵¹⁾、“education”権よりも前に位置づけ労働権を重視していることを無視して職業訓練忌避観を生成し、これが定着することになった。

「日本国憲法」の不備は、マッカーサー草案が“education”の条文の後ろに労働権を規定したためである⁽⁵²⁾。その順序を守り教育と勤労の条文の順が現行憲法のようになった。

堀尾は「教育を受ける権利」に「教受権」が流入していたことを無視して“the right to education”との関係を説いたが、「教育」と“education”の概念の異質性を看過し、職業訓練を忌避する「教育権」論を“体系化”したのである。

堀尾輝久による「日本国憲法」を守る立場からの「教育権」論の体系化は戦後の政治状況から言えば一理があった。「教育を受ける権利」を守ったことは憲法擁護の立場からは正しかったかも知れないが、教育学としての論とは言えない。何故なら「平和憲法案」と多くの研究者が称している鈴木安蔵が起草した「憲法草案要綱」を無視しているからである⁽⁵³⁾。そのような研究観が今日の混迷する教育問題に影響を及ぼしているのである。

なお、堀尾の条文の順序の論理を「日本国憲法」に応用すれば、「学問の自由」は「職業選択の自由」を保障する人権である、と言うことになるが、このことを堀尾は述べていない。これも堀尾が人として重要な職業問題＝労働問題に関心が薄いためと言える。

Ⅲ-6 労働界における「教育権」の信奉と労働権

「教育を受ける権利」は労働界においても信奉された。例えば、「労働基準法」の検討過程で労働界は徒弟制度廃止を主張したが、徒弟制度に反対する労働組合であっても公聴会で6割以上の組合が何らかの教育的支援の必要性を求めたり、「教育を受ける権利」を主張した⁽⁵⁴⁾。

また、「職業訓練法」（1958年）施行対策として総評合理化対策共闘会議が第二回職業教育研究集会にて決定した「労働組合は職業技術教育に積極的にとりくもう」（1961年2月23日）宣言において、「労働者は…公共的な職業技術教育を受ける権利があり、国はこれを保障しなければならない（憲法26・27条）」とした⁽⁵⁵⁾。このように、職業技術教育の権利は主張したが、職業訓練との関係は明確ではない。

職業訓練を教育として考える習慣はわが国にはなく、労働組合の職業訓練に対する意識は一貫して弱かった。このことは、労働権と教育権との関係を逆に捉える事になる。例えば国鉄労働組合の「国鉄の企業内教育に関する解明について」の申入書は次のように記していた（1972年5月）。

教育権の具象化は国民の知的、精神的自立、知的探究の自由、労働権の本質的保障、文化的側面としての知的、肉体的能力を発達させる権利、自覚した政治的な主体としての自己形成の権利を全面的かつ具体的に保障するものでなければならないことはあきらかである。（傍点引用者）

「申入書」は「教育権」を労働権の保障により要求しており、「世界人権宣言」の論理とは逆である。当時の労働運動をリードした国労の「教育権」論は労働界に広まったことであろう。

「教育権」論として職業訓練を位置づけるのであれば、職業訓練が人間的発達・成長に果たす役割を位置づけるべき⁽⁵⁶⁾であるがそれはなされなかった。むしろ、高校全入運動が展開され、高校は進学に有利な普通高校のみが隆盛を極めた。

しかし、職業訓練が不要なはずはなく、そのため、産業界から職業教育や職業訓練への要望が出される。それは、企業の為の人材養成だとして労働界からも教育界からも忌避され、「教育権」論では職業訓練は発展しないことを示した。

大半の労働組合が労働権として職業訓練の受講権を主張しなかった⁽⁵⁷⁾ことは徒弟制度批判の慣習を払拭できないと共に、教育への信奉が浸透していたからである。「教育権」は国民に支持され易いが、職業訓練は徒弟制度批判と同様に国民の為でなく企業の為という観念が形成されてきたからである。片山等の「教受権」の論理は今日でも発展せず、「世界人権宣言」の労働権と"education"権の関連にははるかに遠い現状と言える。

IV. 職業訓練の忌避と「教育を受ける権利」

わが国特有と言える職業訓練の忌避観は、「教育勅語」が渙発され、「教育」を批判できない下で片山潜等が「教育を受ける権利」（教受権）を徒弟制度批判と同時に主張したことにより創生され、民主的観念としてそのまま戦後に流入して今日まで疑われていないことを解明した。このような背景には「教育勅語官定英訳」により「教育」と"education"との概念が同じであると信じさせられたことと関連していた。

この「教受権」は「教育」を前提とすることにより生じる。臣民に権利が無かった時代、教育を受けるのは義務であり、この意図を臣民に容認させたのが「教育勅語」であった。「教育」を否定できず片山等はそれに対抗して「教育を受ける権利」と主張し、日本語として奇妙な慣用句が生まれた。

片山潜と幸徳秋水及び下中彌三郎の晩年は全く異なるが、青年期は共に刻苦勉強によって知識が庶民の自覚を覚醒し、権利を主張できる素養になることを認識したことは共通している。彼等が重視した知識は国の教育を享受することから始まると考えた。それは読み書き算の基礎的な内容であれば問題はなかった。

しかし、片山等は「教受権」と徒弟制の意義をアウフヘーベン出来ず、むしろ両者を離反させることになった。習得した職業能力（職業に限らないが）はその本人の財産であることを確認すべきであった。「教受権」として教育の必要性を主張したことは義務教育の制度実態から普通教育の主張を意味し、職業訓練を批判するという論理と矛盾しなかったからである。つまり、徒弟制は教育訓練機能と雇用機能が共存した制度であり、片山の批判は教育訓練機能を活かしていないとの批判であったが意味が理解困難で、理解しやすい雇用問題批判は徒弟制批判だと理解されたと言える。

このようなわが国の経緯に対し、"education"は近代化の過程で「能力開発」の対象に職業概念を包含したのである。つまり"education"は「職業能力を開発すること」でもあった。

片山等の「教受権」論を戦後の革新的な論者は民主的であ

るはずと信じて利用したと推測される。そこには「権利」という言葉に惑わされる盲点があった。「教育を受ける」ことであれば義務であっても権利であっても実態に大差は無いからである。「権利」とは「物事を自由に行なったり、他人に対して当然主張し要求することのできる資格。」（『日本国語大辞典』）だからである。福沢諭吉の論を用いて「発育する権利」であればより好ましかったが、教育を否定できない時代の下での最大の抵抗であったことを理解すべきと言える。

「教育を受ける権利」が「日本国憲法」に規定されると、それを国民は疑う余地はなかった。

徒弟制度については戦後も雇用機能と教育訓練機能を分離しない批判が出された。労働組合も徒弟制を批判したため「労働基準法」案第 69 条の最初のタイトルは「徒弟使用者の制限」だった。しかし、GHQの労働運動支援の立場が転換し、2.1 スト禁止が出ると閣議で「徒弟の弊害排除」と改正された⁽⁵⁸⁾。このタイトルは今日にも残っており、職業訓練忌避観のマグマとなり、職業訓練批判の土壌になっている。

また、旧「教育基本法」第7条の「勤労の場所における教育」について、教育刷新委員会は「技能者養成所…等の教育施設に…教育の機会均等の趣旨に基づき…単位制…を与える」と建議した(1948年)が文部省は拒絶した⁽⁵⁹⁾。文部省は教育を狭い学校教育に限定したからである。

宮原誠一は「すべての教育は職業を目的とする教育」であると主張したが、下中が設置した生産教育協会では徒弟制度に批判的な「計画書」を起草する限界があった。協会には徒弟制度に敬意を示す職業訓練大学校初代校長になる成瀬政男も出席したが、徒弟制度が評価されることはなかった⁽⁶⁰⁾。

そして、堀尾が体系化した「教育権」論が教育界・社会に定着した。その「教育権」論は"the right to education"ではなく片山等の「教受権」論の延長線上に位置付いていることを本人も自覚していなかった。「教育権」論は新憲法の独特な論理構造を前提として「体系化」された。そのため、「教育権」論は子どもの「全面発達」論に有利な普通教育論と馴染み、同時に職業訓練忌避観が同化した。そのような教育学の「教育権」論は、国民の進学志向と共鳴し、わが国に定着したと言える。

以上のように本稿では「教育勅語」下において労働界で主張された「教育を受ける権利」論と徒弟制度批判により職業訓練忌避観が創生され、戦後の新憲法の「教育を受ける権利」論の解釈により体系化された「教育権」論の裏面に職業訓練の忌避観が刷り込まれ、定着したという論理構造を立証できたと考える。

今後、わが国の人間育成を総合的に発展させるためには国民一人ひとりが自立できるための職業能力を修得することが権利であるという理論を構築することが課題となる⁽⁶¹⁾。

最後に、これまで多くの方々にご教示、ご支援を頂いたことに御礼申し上げます。

(注)

(1) 濱口桂一郎ブログ「EU労働法政策雑記帳」、2014年4

月12日。

なお、「日本版デュアルシステム」を厚生労働省は平成16年度から、文部科学省は平成17年度から展開しているが、当初に喧伝したような成果は特に文科省系学校では明らかでない。

- (2) R J Coats, "The Middle Ages", London, LONGMAN GROUP LIMITED, 1972. (「まえがき」に12-13歳用と明記)
- (3) 今井宏・朝倉文市『イギリス—IIその人々の歴史』、帝国書院、1981。詳しくは田中萬年「徒弟制度再考—修業の意義と日本の教育観による忌避」、明治大学『経営論集』第66巻第1号、2019年参照。
- (4) ILOの「職業訓練に関する勧告」(1939)、ユネスコの「技術・職業教育に関する条約」(1955)の定義。この精神は相互に尊重しあい、その後の改正勧告・条約にも生きている。
- (5) 基本的人権の保障に関する調査小委員会『教育を受ける権利に関する基礎的資料』、衆議院憲法調査会事務局、2003年。
- (6) 小林順子編著『21世紀を展望するフランス教育改革』、東信堂、1997年。
- (7) 「徒弟法」、「救貧法」下のワークハウススクール、「工場法」を経てわが国の「学制」制定11年前の1861年に成立している。イギリスの庶民の学校はわが国とは反対の発展をしている。佐々木輝雄職業教育論集第一巻『技術教育の成立』、多摩出版(1986年)。
- (8) 1852年版の"WEBSTER"は"education"を"develop"で説明する定義になった。また、同書1856年版からは能力として職業概念を含めた。詳しくは田中萬年(2006年1)参照。
- (9) なお、「教育を受ける権利」の前に「教育」の概念・定義の問題があるが、このことは本稿では論じない。例えば、戦後教育学をリードした太田堯は晩年に「educationに…『教育』…をあてたことは…『誤訳』だったとも云えよう」、また、教育は「上からの外来語ないし官製語というべきだろう。」としている。大田堯「人間にとって教育とは」、『大田堯自撰集成1』、藤原書店、2013年。ただ、望ましい"education"の日本語、「教育」の英訳は記されていない。筆者はそれぞれ「能力開発」及び"production"が適切と考えている。田中萬年(2006年1)参照。

また、ラテン語の“子どもを導く”との意味の"pedagogy"を「教育学」とした過ちが重なったと言える。

- (10) 田中萬年「用語『普通教育』の生成と問題」、『職業能力開発総合大学校紀要』第39号B、2010年。
- (11) 本田由紀『教育の職業的意義』、ちくま新書、2009年。
- (12) 田中萬年(2013年)参照。
- (13) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造—国民の教育権と教育の自由の確立のために—』、岩波書店、1971年。以下で、特に指定していない堀尾の論は本書による。本書は第三部を省き、岩波書店同時代ライブラリー版(1992年)としても刊行された。

なお、「教育する」は他動詞であるため、「教育権」は「教

育する権利」であり「教育を受ける権利」とは概念が異なるが、堀尾はこれらを区別せずに用いている。国民平等の下、他人を教育する権利は誰にも無いと言える。

- (14) 堀尾がソビエト憲法に現れたという「教育を受ける権利」の英訳は「世界人権宣言」と同じ"the right to education"である。ちなみに、「世界人権宣言」を最初に紹介した鈴木安蔵は「教育に対する権利」と訳していた。

なお、「日本国憲法」の「ひとしく教育を受ける権利」は"the right to receive an equal education"である。

- (15) 教育学の代表的資料集である海後宗臣・波多野完治・宮原誠一監修『近代日本教育論集』(全8巻)、国土社、1970年は、第3巻「教育内容論I」に「プロレタリア教育運動」として片山の職工教育に関する「必要」、「方法」、「弊害」、「便法」の記事を転載し、坂元忠芳が解説で、片山が多くの職工は普通教育が欠けており普通教育を主張した背景を紹介しているが、教育論としてより根源的な「教受権」論は転載していない。なお、「弊害」には「学問を尊び労働を賤しむ習慣をゆうする」ようになると批判している。

上の元稿は『労働世界』の第2期(明治35~36年)の雑誌記事であり、これらの内容は、第1期『労働世界』の普通教育の必要性論を整理したものと言える。

以下の本稿で筆者が引用している『労働世界』の記事は第1期の新聞(明治30年12月1日~明治34年12月21日:100号)記事である。

- (16) 労働問題の資料集である資料日本社会運動思想史編纂委員会編『資料日本社会運動思想史』(全6巻)青木書店、1968年では『労働世界』の論考を含め片山の論考は第3巻:30点、第4巻:2点、第5巻:著書1点、第6巻:14点、計47点を転載しているが、教育訓練論は無い。

また、隅谷三喜男は『日本職業訓練発展史』(全3巻)日本労働協会、1970~78年でも、また『労働世界』の解説においても片山の教育論には触れていない。

そのことは、ヨーロッパをよく知る濱口桂一郎による拙著『「教育」という過ち』への不満として、「職業のための学習、教育、訓練、開発、なんと言おうが、それこそがエデュケーション・トレーニングの本筋なのだ」と述べた言葉に表れている(「E U労働法政策雑記帳」、2017/07/25)。この観点により、氏の『労働法政策』、ミネルヴァ書房、2004年で「職業能力開発法政策」の章に学校の「職業教育」が整理されている。しかし、この整理は筆者が"Education"は『教育』ではない、『技能と技術』、1996年6号以降に唱えてきたように、欧米の"education"や"training"の意であるが、わが国での「教育・訓練」の理解とは言えない。

- (17) 星野英一『民法論集』第8巻、有斐閣、1996年。
- (18) 野原香織「ボワソナードの雇傭契約論(上・下)、明治大学『法学研究論集』第39・40号、2013・2014年。
- (19) 二宮尊徳の「勤勞」観が天皇への奉仕の観念になったのは“明治維新”による“廃仏毀釈”運動下であった。教育と勤勞とが密接なことは戦前の「勤勞即教育」の政策に見られる。戦後もたびたび「勤勞教育」が主張されるが、

しかし「労働教育」が進まないのはこのような歴史と概念の差異があるからである。

- (20) 東京工業大学『東京工業大学六十年史』、1940年。
- (21) 臨時教育会議「答申」；「実業教育ニ関スル件」、1917年。
- (22) 徒弟学校は1894年に設立されたが“坊主の学校みたい”との異論が出なかったのか寡聞にして知らない。
- (23) 大田堯は、「教育」は「近代国家の体裁をととのえる政権すじからの呼びかけによるものであるから、一般庶民にとっては違和感を伴うのは当然であり、外から、上からの外来語ないし官製語というべきだろう」と述べている。前掲書(9)。
- (24) 「教育」が庶民にも馴染むようになったのは二葉亭四迷、1887『浮雲』以降だと思われる。田中萬年(2006年1)参照。
- (25) 山住正巳『福沢諭吉教育論集』、岩波文庫、1991年。
- (26) 渡辺俊一「教育勅語と福沢諭吉」、『近代日本研究』第21巻、2005年。
- (27) 副田義也『教育勅語の社会史』、有信堂高文社、1997年。
- (28) 山住正巳、前掲書(25)。
- (29) 田中萬年(2006年1)。
- (30) 山住正巳(1980)『教育勅語』、朝日選書、1980年。
- (31) 元木健・田中萬年編(2009年)参照。
- (32) 八木公生『天皇と日本の近代－「教育勅語」の思想』、講談社現代新書、2001年。
- (33) 文部省実業学務局編『実業教育五十年史』、実業教育五十周年記念会、1936年。
- (34) 澤和寿「工場法の制定過程に関する研究－教育条項を中心に－」、『技能と技術』3号、1977年。ただ、澤の整理には「教受権」論の意味づけがなかった
- (35) 「社説・富者の教育上の壓制」、『労働世界』、第9号、1898年4月1日。引用ではルビを総て削除した。署名は無いが、隅谷が「労働世界＝片山」、「片山の個人出版物となった労働世界」と記すように、編集長だった片山の執筆と考えられる。以後、署名の無い記事は無記名とする。
- なお、『労働世界』の「教受権」論は木村力雄が「労働基準法における技能者養成規定の制定過程について」、『日本教育学会大会研究発表要項』32巻、1973年に紹介しているが、その意義についての考察はない。
- (36) 大河内一男、1972年。
- (37) 手島精一はわが国における技術教育の指導者。
- 東京工業学校(現東京工業大学)は東京職工学校時代より職工でなく工業系教員・指導者の養成を重視した学校であった。
- なお、手島は、社会政策学会『工場法と労働問題』、同文館(1908)に「社会に於ける職工の地位」を寄稿し、「良しや学校の教育を授くるにもせよ卒業後数年間、実地工場に於て職業に従事せざれば一人前の職工となることは出来ぬ」と述べ、実働、修業経験の意義を認めていた。
- (38) 幸徳秋水「工場法案要領」、『万朝報』、1902年11月7日。
- (39) 下中彌三郎「教育の本義を問う」、『教育の世紀』、1926年。
- (40) この事態への政府の“黙認”という例外的措置は、芥川龍之介をはじめとした20人の文人の支援による藤森成吉他編『農民小説集』、新潮社、1926年も発行され、前代未聞の農民闘争の鎮圧が緊要だったからである。田中萬年「木崎農民小学校の「非教育」の実践」、『明治大学社会教育主事課程年報』No.24、2015年参照。
- (41) 片山潜「工場法案を評す」、『東洋経済新報』、1910年11月5日。
- なお、制定された「工場法」からは徒弟条項は削除され、「徒弟」条項が規定された「工場法施行令」は5年後であり、片山はその施行の2年前に最後の離日をした。
- (42) 風早八十二『日本社会政策史』、日本評論社、1937年。本書は労働問題中心の著書であり、徒弟の年齢時期については「幼年労働者」として論じられている。しかし、「徒弟」の用語を用いず、徒弟制度問題は取り上げていない。つまり、熟練工の養成方法は不問となっている。
- (43) 協調会『徒弟制度と技術教育』、協調会、1936年。本書は大半が欧米の紹介であり、日本の徒弟制度については「篤志の親方は夜間読み書き算盤修業を勉む」がほとんど成果が無いとして、仕事の修業の意義については触れていず、徒弟制度を解説した書とは言えない。
- (44) 例えば、『広辞苑』の戦前版である『辞苑』(博文館、1935)と戦後の『広辞苑』における「教育」の“教える－受ける”という主体と客体の関係についての定義に大差はない。このような『広辞苑』の定義を(1997)『教育をどうする』岩波書店に寄稿した316人の知識人は肯定こそすれ、永六輔を除いて否定する者はいない。
- (45) 以下、本節は主として田中萬年(2007年)に依る。
- (46) 鈴木安蔵「教育の中立性」、『教育評論』第2巻第10号、1953年。
- (47) 下中の「教受権」論については堀尾輝久も注記で『国家主義の立場からの教育強制制度』の強化に過ぎないとして、反対したことは注目して良い。」と意味づけている。しかし、「日本国憲法」の「教育を受ける権利」との関係論を論じていない。
- なお、中野光、岡本洋三、川合章、浜田陽太郎編の下中彌三郎『万人労働の教育』、平凡社、1974年は「学習権の主張」を第二部「教育解放運動論」に採録しているが、解説担当の岡本は「教受権」論については触れていない。第一部「万人労働の教育論」を担当した中野が解説で「学習権の主張」を紹介しているが「教受権」論については論じていない。
- (48) 堀尾輝久の「教育を受ける権利」論への批判は田中萬年「日本的『教育を受ける権利』の精神と問題」、『現代の理論』、2009年新年号、及び、田中萬年「迷走する『教育を受ける権利』論」、『現代の理論』デジタル版第2号(2014

年)を参照されたい。

- (49) 田中萬年『『教育権』論による職業訓練忌避観の生成—堀尾輝久の『教育権』論を中心に—』、日本産業教育学会第60回大会自由研究発表配布資料、2019年。「田中萬年の新ホームページ」に連載。
- (50) 教育が社会に繋がらねばならないとする教育学者の論は多くないが、里見実の「社会とのつながりの中で学ぶ、ということ」、『技術と人間』、2002年7月号がある。
- (51) 「世界人権宣言」は「労働権」に「すべて人は…失業への保護に対する権利を有する」と規定しており、ここには職業訓練に関する施策が含まれている。
- (52) マッカーサー草案の問題は、よく言われるように米国人は建国以来「自由」(liberty)を求めて来たのでヨーロッパ的「人権」論の思考様式と異なるためと推測される。例えば、「世界人権宣言」では職業選択の自由は労働権に含まれているが、マッカーサー草案は Article XXII. Academic freedom and choice of occupation are guaranteed.としていた。
- (53) 堀尾も「憲法草案要綱」の天皇の象徴制論については論じているが、「憲法草案要綱」が「教育」を忌避していたことについての論は寡聞にして知らない。
- (54) 木村力雄『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について(資料)』、職業訓練大学校調査研究資料No.8、1973年。
- (55) 竹山英夫・那須野隆一「第三回職業技術教育研究集会の総括」、『労働調査時報』第452号、1962年。
- (56) 田中萬年「労働・職業訓練・実習が人間的成長に果たす意義」、『教育学研究』第81巻第3号、2014年。
- (57) 木村力雄、前掲書(54)。
- なお、戦後、公共職業訓練は憲法第22条の「職業選択の自由」権に、事業内訓練は第27条第3項の「児童酷使の禁止」に基づいていたが、1958(昭和33)年制定の「職業訓練法」以降、職業訓練の位置づけが「日本国憲法」に明確では無いこともある。詳しくは田中萬年「混迷の戦後職業訓練法制—労働権に逢着しない—」、龍谷大学『龍谷法学』第51巻第3号、2019年2月参照。
- (58) 同上書。
- (59) 佐々木輝雄(第II巻)
- (60) 田中萬年「1950年代における労働と教育をめぐる課題」、日本社会教育学会編『労働の場のエンパワメント』、東洋館出版社、2013年。
- (61) 田中萬年「これからの人間形成の法体系」、日本社会教育学会編『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』、東洋館出版社、2010年。
- (参考・引用文献)**
- ・飛鳥井雅道『幸徳秋水』、中公新書、1969年。
 - ・大河内一男『幸徳秋水と片山潜』、講談社現代新書、1972年。
 - ・岡実『工場法論』、有斐閣、1917年。
 - ・片山潜『自伝』、岩波書店、1954年。
 - ・木村力雄『職業訓練指導員のための教育原理』、職業訓練大学校調査研究資料No.12、昭和48年。
 - ・佐々木輝雄『職業教育論集第I巻『技術教育の成立』、第II巻『学校の職業教育』、第III巻『職業訓練の課題』、多摩出版、1986年。
 - ・塩田庄兵衛編『幸徳秋水の日記と書簡』増補・増補決定版、未来社、1965・1990年。
 - ・下中弥三郎伝刊行会編『下中彌三郎事典』、平凡社、1965年。
 - ・田中萬年『わが国の職業訓練カリキュラム』、燭台舎、1986年。
 - ・田中萬年『生きること・働くこと・学ぶこと』、技術と人間、2002年。
 - ・田中萬年『仕事を学ぶ』、実践教育訓練研究協会、2004年。
 - ・田中萬年・大木栄一編『働く人の「学習」論—生涯職業能力開発論—』(初版・第2版)、学文社、2005・2007年。
 - ・田中萬年『教育と学校をめぐる三大誤解』、学文社、2006年1。
 - ・田中萬年『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会、2006年2。
 - ・田中萬年『働くための学習』、学文社、2007年。
 - ・田中萬年「成瀬政男の技能・職業訓練論による教育界への啓蒙活動」、『職業能力開発総合大学校紀要第42号』、2013年3月。
 - ・田中萬年『「職業教育」はなぜ根づかないのか』、明石書店、2013年。
 - ・田中萬年『「教育」という過ち』、批評社、2017年。
 - ・田中萬年「職業訓練忌避観創生の背景と課題」。「田中萬年の新ホームページ」-「論文」に連載(2020年8月)。
 - ・田中萬年『奇妙な日本語「教育を受ける権利」—誕生・信奉と問題—』、V2新書、2020年10月。
 - ・谷口雄治「職業能力評価システムの日英米比較研究」、名古屋大学学位論文、2014年。
 - ・戸田勝也『在職者訓練の理論と実際』、雇用問題研究会、2001年。
 - ・成瀬政男『人生と技能』、民主教育協会、1966年。
 - ・平沼高・新井吾朗・佐々木英一編著『大学だけじゃないもうひとつのキャリア形成』、職業訓練教材研究会、2008年。
 - ・細谷俊夫『技術教育概論』、東京大学出版会、1978年。
 - ・三好信浩『産業教育学』、風間書房、2020年。
 - ・宗像元介『職人と現代産業』、技術と人間、1996年。
 - ・元木健・田中萬年編『非教育の論理—働くための学習の課題—』、明石書店、2009年。
 - ・森和夫『技術・技能論』、大妻女子大学、2018年。
 - ・文部省『学制百年史』、ぎょうせい、1972年。
 - ・労働運動資料委員会編・隅谷三喜男解説『労働新聞社：労働世界』、中央公論事業出版社、1960年。

(参考)

ISBN978-4-434-28061-0
C3237 ¥900E

定価 (本体900円+税)
発行 ブイツーンコミュニケーション
発売 星雲社

奇妙な日本語「教育を受ける権利」目次

第一編 「教育を受ける権利」の誕生

1. 「教育」は明治政府の官製語であった
2. 福沢諭吉は「発育」であるべきと主張した
3. ベボンが「教育」を「education」としていなかった
4. 片山潜が「教育を受ける権利」を言い出した

第二編 「教育を受ける権利」の信奉

5. GHOが参照した「憲法草案要綱」には「教育」が無かった
6. マッカーサー草案には「教育を受ける権利」は無かった
7. 佐々木惣一は「教育を受けるのは権利か」と質問した
8. 「世界人権宣言」は「教育を受ける権利」ではない
9. 「教育権」等の言葉の創作で混乱させている
10. アルクス言説が創作され、批判されていない

第三編 派生している問題

11. 個性が無視され横並び人間観が醸成されている
12. 「普通教育」が信奉されている
13. 職業・労働を忌避する教育観が醸成されている

たなか かずとし
1943年、旧満州国大連市生まれ。
職業訓練大学校卒業、博士(学術)。
職業能力開発総合大学校名誉教授。
著書に『「教育」という過ち』、批評社、2017年等。

V 2 新書

奇妙な日本語「教育を受ける権利」

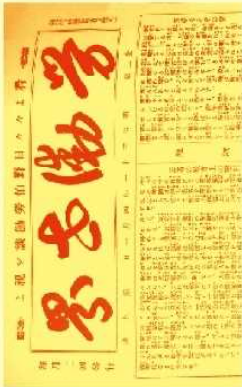
誕生・信奉と問題

田中 萬年

V 2 新書

奇妙な日本語 「教育を受ける権利」

誕生・信奉と問題



「教育を受ける権利」は「教育勅語」下の時代、臣民の「教育を受ける義務」に対抗して『労働世界』で主張されたのが始まりだった。ところが、国民平等の「日本国憲法」にも規定されている。国民が「教育を受ける」ということは教育する別格の人の存在を前提としている矛盾がある。

「教育を受ける権利」が誕生し、信奉されてきた背景を明らかにし、また、派生している問題を紐解く。

田中 萬年

コラム

- 1 奇妙な「教育」関連用語：「文部省」 23
- 2 奇妙な「教育」関連用語：「学校」 31
- 3 奇妙な「教育」関連用語：「勉強」 46
- 4 奇妙な「教育」関連用語：「授業」 56
- 5 奇妙な「教育」関連用語：「自己教育」 80
- 6 正当な「教育」関連用語：「軍隊教育」、「企業内教育」 119
- 7 中国の憲法は「教育を受ける権利と義務」である 135
- 8 奇妙な「教育」関連用語：「キャリア教育」 187
- 9 奇妙な「教育」関連用語：「産業教育振興法」 190
- 10 奇妙な日本語：「勤労の権利」 224
- 11 奇妙な理解：「徒弟」 227
- 12 奇妙な理解：「職業訓練」 230